

働く人の健康を確保しましょう

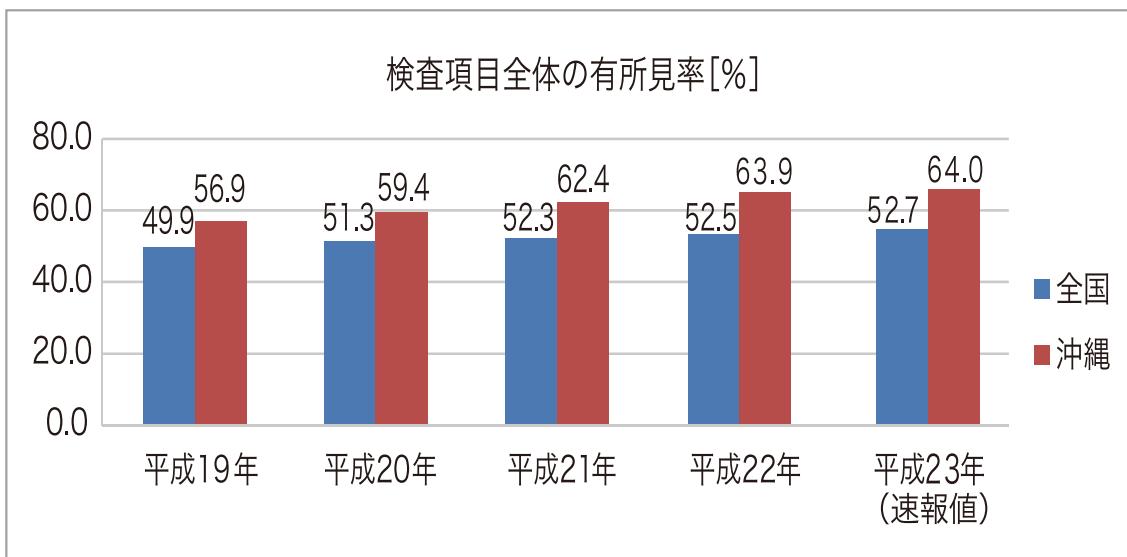
— 脳・心臓疾患の防止に向けて —

1

なんとかしなきゃ



労働者数50人以上の事業場が実施した定期健康診断の結果をみると、沖縄県内では、**およそ3人に2人の方が何らかの検査項目で異常の所見**があり、全国平均を大きく上回っています。



なかでも、「血中脂質検査」「血圧測定」などの**脳・心臓疾患**に関連する検査項目の有所見率が高くなっています。

全国だけでなく沖縄県内でも、脳・心臓疾患による労災保険の支給申請や支給決定が毎年なされていますが、このような事案が発生した場合には、労働者に対する安全配慮に関する企業責任を問われることもあります。

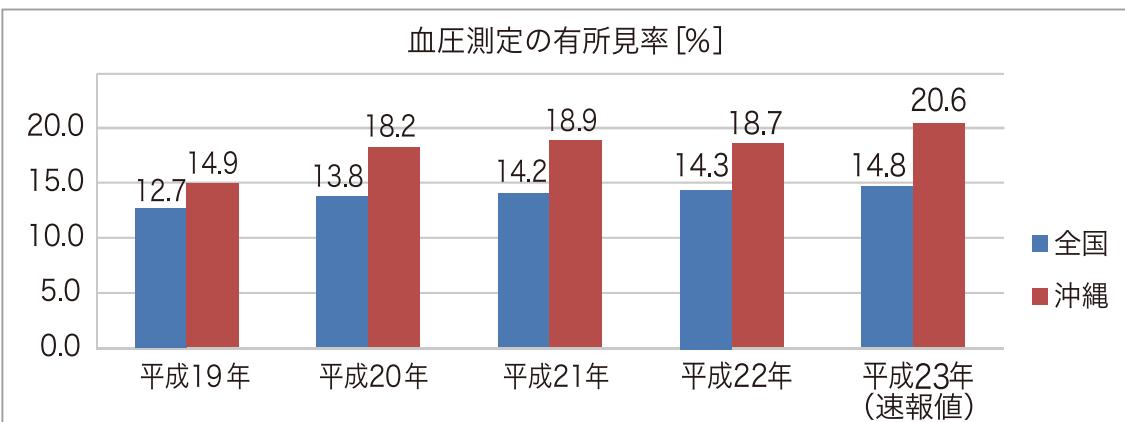
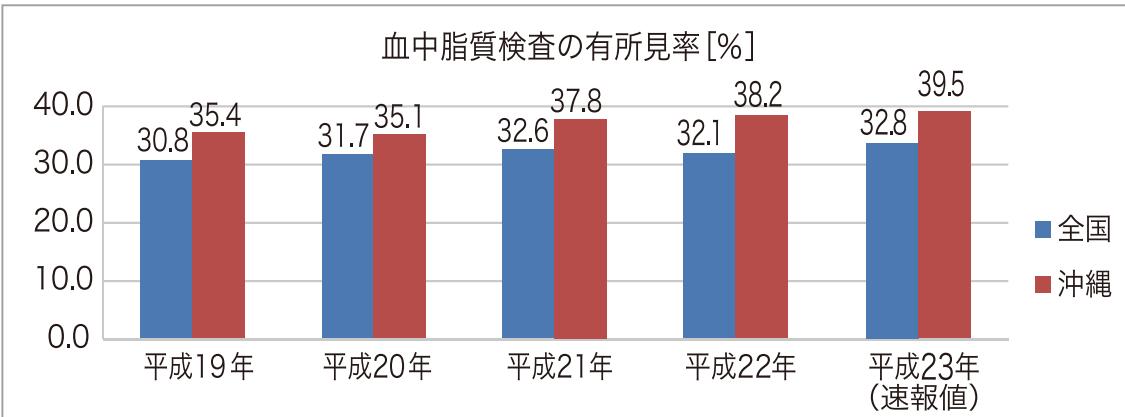
労働者が健康に安心して働くことができる環境をつくるために、また、労働者に対する安全配慮義務違反を問われないために、働く人の健康を確保するための取組を行いましょう。



厚生労働省

沖縄労働局・労働基準監督署

ひとくじ
みらいのために



2

これが必要



脳・心臓疾患の発生を防止するためには、脳・心臓疾患関係の有所見率の改善に取り組むことが重要です。

有所見率改善対策としては、労働安全衛生法に定められたとおり、

- 1 事業者は、定期健康診断実施後の措置を適切に実施すること。(法第66条の4及び第66条の5の措置義務)**
- 2 事業者は、定期健康診断の結果を労働者へ通知すること。(法第66条の6の措置義務)**
- 3 事業者は、定期健康診断の結果に基づく保健指導を適切に実施すること。(法第66条の7の努力義務)**
- 4 事業者は、健康教育等を適切に実施すること。(法第69条の努力義務)**
- 5 労働者は、上記1～4を利用し、健康の保持・増進に努めること。(法第66条の7及び第69条の努力規定)**

が必要です。

経営トップをはじめとする労働衛生スタッフ（産業医・衛生管理者・衛生推進者）の皆様には、以上の対策の必要性を十分に理解いただき、積極的に取り組むことが求められています。

また、従業員の皆様も、自らの健康の保持増進に努めましょう。

3

こうしよう



脳・心臓疾患の発生を防止するための有所見率改善対策として、具体的には、次のように取り組みましょう。

1 事業者は、定期健康診断実施後の措置を適切に実施すること。

- (1) 健康診断結果に異常所見がある労働者については、その労働者の健康を保持するために必要な措置について、できるだけ早い時期に（遅くとも3か月以内に）、医師・歯科医師から意見を聴きましょう。
- (2) 医師・歯科医師から聴いた意見については、その労働者の健康診断個人票に記載しましょう。
- (3) 医師・歯科医師の意見により、必要があるときは、その労働者の実情を考慮のうえ、次の措置を実施しましょう。
 - 医師・歯科医師の意見を衛生委員会等へ報告
 - 就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、作業環境測定の実施、施設・設備の設置・整備、その他の適切な措置

2 事業者は、定期健康診断の結果を労働者へ通知すること。

健康診断結果については、異常所見の有無にかかわらず、労働者（受診者本人）へ通知しましょう。

3 事業者は、定期健康診断の結果に基づく保健指導を適切に実施すること。

健康診断結果から特に健康の保持に努める必要がある労働者については、医師・保健師による保健指導を実施しましょう。

- ※ 保健指導の方法としては、「面談による個別指導」「文書による指導」などがあります。
- ※ 保健指導の内容としては、「日常生活面での指導」「健康管理に関する情報の提供」「再検査・精密検査の受診の勧奨」「医療機関での治療の勧奨」などがあります。

4 事業者は、健康教育等を適切に実施すること。

健康の保持増進に必要な措置を継続的かつ計画的に実施しましょう。

- ※ 健康の保持増進に必要な措置の内容としては、「労働者に対する健康教育・健康相談」「労働者自らが行う健康の保持増進活動に対する援助」「勤務条件面での配慮」などがあります。

5 労働者は、上記1～4を利用し、健康の保持増進に努めること。

上記1～4は、事業者（経営トップをはじめとする労働衛生スタッフなど）の措置義務又は努力義務として、労働安全衛生法に定められていますが、併せて、労働者自身の努力なくしては、健康の保持増進に十分な効果は期待できません。

従業員の皆様も、事業者の実施事項を利用しながら、自らの健康の保持増進に努めましょう。

4

もっと教えて



有所見率改善対策など労働者の健康の保持・増進については、以下の相談窓口へご相談ください。（無料）

どなたでもどうぞ

労 働 基 準 監 督 署

那覇労働基準監督署 098-868-3431 沖縄労働基準監督署 098-982 1263

名護労働基準監督署 0980-52-2691 宮古労働基準監督署 0980-72-2303

八重山労働基準監督署 0980-82-2344

労働者50人以上の事業場の労働衛生スタッフ・従業員などは

独立行政法人労働者健康福祉機構沖縄産業保健推進センター 098-859-6175

労働者50人未満の事業場の①健康診断結果に基づく医師の意見聴取、②脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導、③メンタル不調の労働者に対する相談・指導、④長時間労働者に対する面接指導については、以下の**沖縄県地域産業保健センター**（沖縄労働局委託）をご利用ください。（無料）

那覇地域センター 098-866-8804

中部地域センター 098-936-8200

北部地域センター 0980-52-0777

宮古地域センター 0980-73-0222

八重山地域センター 0980-88-5633